

翻訳文を作成する指定法人の一覧

外国の運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有すると国家公安員会が指定した法人は、令和7年12月18日現在、3法人あります。

指定法人一覧

法人名	対象国、地域一覧	申請方法等
日本自動車連盟（JAF）	ほぼすべての国に対応 (詳しくはJAFのホームページをご確認ください。)	WEBサイトからの申請のみ
ジップラス株式会社	台湾、アメリカ合衆国、ベトナム社会主義共和国、中華人民共和国 フィリピン共和国、ウクライナ、ミャンマー連邦共和国、ネパール インドネシア共和国、スリランカ民主社会主义共和国、シンガポール 英国（イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランド） 香港特別行政区	WEBサイトからの申請のみ
一般社団法人訪日運転者支援協会 (ALADDIN)	スイス連邦、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、ベルギー王国 モナコ公国、中華人民共和国、台湾	窓口申請のみ (所在地) 東京都港区芝一丁目4番1号 芝コバヤシビル4階